

## 令和4年度 熊本市客引き対策等審議会 会議録（意見交換概要）

【開催日時】 令和5年1月30日（火） 15時30分～16時30分

【開催場所】 議会棟2階 議運理事会室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【会次第】

- ・開会挨拶、委員・事務局紹介
- ・会長・副会長選任
- ・熊本市の犯罪情勢について（報告）
- ・客引き行為対策等の現状について（報告）
- ・ご意見聴取

### 【意見交換】

#### 委員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例（以下「条例」と称する。）が施行され、客引き行為等対策巡回指導員を配置したことは、客引き行為等対策について非常に効果が大いと思う。条例が施行されていても、多くの市民の方は条例について知らないのが現状であり、指導員が現場で指導していることが客引き行為等の減少につながっていると思われる。

指導員が制服を着用し警戒することで、指導員の目の前では客引き行為等は行われなくてもいいが、例えば制服を着用せず覆面指導員として指導を実施出来ないだろうか。

#### 事務局

本市が客引き行為等対策巡回指導員を設置した目的について、客引き行為等を検挙するのが主たる目的ではなく、客引き行為等が悪質であり条例違反であることの周知啓発などを進め、客引き行為等を抑止し利用する側にも禁止行為であり被害に遭うことがあるということを認識していただくことが必要と考えている。また、巡回指導の実施や、警察及び中心市街地の関係者の方々との連携を通じて、客引き行為等の禁止を推進することが、市の務めであると感じている。そのため、覆面指導員については現在のところ考えてない。

#### 委員

防犯モデル地区のパトロールを実施した際、ピンクのジャンパーをきた5名ほどの女性が、通行人に声をかけているところを目撃した。街中で決まったジャンパーを着て呼び込みを行っている姿が目についたので、何か対策ができないかと思った。

#### 事務局

ピンクのジャンパーを着た女性たちは道路使用許可を取っている。現状としては、つきまとい行為や立ち塞がり行為等が見受けられないので、現時点では状況を注視している。

#### 委員

熊本地震以降、大阪などから客引きが入ってきて、それから客引き行為が増加したと思う。

今度、TSMCが工場進出し、関連工場が増えることで、台湾の方も多く来られると思う。

また、関西等からまた熊本に客引きを行う店舗が出てくるような話も出ている。我々はお店を世話するが、相手次第では分からないときがある。そういう業者や人物を例えば警察のほうで調査依頼ができるか。できれば、その店を出す前に止められるのではないか。

#### 事務局

委員御指摘のTSMCにつきましては県警も、熊本に来られる方が犯罪に遭わないための対策や、逆に犯罪の加害者になってしまう可能性を鑑み重要課題として対策を行っているところ。

#### 委員

先ほどの委員の質問と関連するかもしれないが、客引き行為が何故無くならないのかという、それを生業にする者がいるからである。条例において、飲食店の事業者に対して客引きを使わないようにと謳ってあるが、市として、一部風営法の管轄に入ってくる飲食店があると思うが、お店側に対する、注意喚起や啓発について何かお考えや活動があれば、お聞かせいただきたい。

#### 事務局

中心市街地のモデル地区の会合が月1回実施されているが、会合の中で、客引き行為に対する話題は必ず出ており、関係者の方々に客引き行為は、悪いことであることは浸透しており、事業者の方にも伝わっていると感じているところ。

ただ、さらに啓発活動が必要な部分もあると思われるため、中心市街地の商店街の皆様に対して定期的に広報啓発活動していきたいと考えている。

#### 委員

先ほど話が出たピンクのジャンパーを着ている方々について、その方々が自分たちは認められた客引きであると主張しているため、一般のお客様から、認められた客引きとは何であるかとお尋ねをいただくことがある。

市から客引き行為の禁止に関する線引きを広報することが大事であり、店舗側が客引き行為を利用しないよう推進していきたい。市から社交組合に対して、条例違反行為に関する文書を出していただければ、社交組合内で注意喚起をする形で協力できる。

店舗経営者に、客引き行為に関する啓発が全然伝わらないことが1番の問題だと考えており、分かりやすく、どういった行為が条例違反に該当するのかなど伝えていただければと思う。

#### 事務局

条例違反に関する具体内容を表にして情報提供し、御協力いただきながら周知啓発に努めて

まいりたいと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

#### 委員

やはり罰則等がないとしても、店舗によっては、客引きに頼んだほうがよかったと思う人もおられると思う。経営が厳しい中、客引き行為を利用することでお客さんが増えているところもある。自分で真面目に営業して客引き行為をしてない店舗で、指導も罰則も何もなくてあやふやであれば、我々も客引きに頼もうかということにもなりかねないと思う。

そういった事態を招かないためにも、周知啓発をしっかりしてほしい。

#### 事務局

条例遵守している飲食店の方が、損をすることがないように、努めていかななくてはならないと思っている。

禁止命令違反者に対しては、罰則を設ける規定をしている。注意喚起を行い、行政指導をするなど段階を踏んだ上で、それでも指導に従わない者に対して5万以下の過料を設けている。

先ほど説明したが、客引き行為者は悪いことをしている意識があり、表立って客引き行為はしておらず、隠れてしている状況である。店舗に対する周知啓発を進めていくことで、客引き行為自体が悪いものだという認識を強化してまいりたい。

#### 会長

質問ですが

熊本が1番先に条例ができて、今北九州と宮崎と条例出来て、条例が出来た後の経過というのは、何か報告は出ているか。

#### 事務局

北九州市と宮崎市からも本市に視察に来られた。先日ほかの都市からも、条例施行の状況について、問合せがあり、やはり、条例制定がない都市は客引きをしやすいということで、行為者が移動している場合があると伺っている。

そういう客引きが増えている地域があり、制定に向けて、動きがあっているところもあるので、条例を制定することによって、やはり一定の効果が、他都市でもあるだろうと認識している。

#### 委員

客引き行為をしている者に、大学生はいるだろうか。

学生が、客引き行為が禁止されていることを理解しておらず、アルバイトがあるって言われて自分が悪いことをしている意識がなく関わっている人がいるのではないかと気になったので教えて欲しい。

#### 指導員

条例が施行されてすぐは、学生による客引き行為が見受けられました。

学生の中には、大分稼いでいる学生もいたと聞いている。1ヶ月で50万も60万も稼いだ話もあり、本当かどうか分からないが、そういう話も聞いてきている。

学生には声掛けをして、学業を大事にするよう勧めてきたため、客引き行為をしなくなったように思う。

現時点では大学生が表に出て客引きするというのは、見かけないような状況である。

#### 事務局

本市では、大学生を対象にした、客引き行為の禁止に関する啓発活動は未実施であるので、今後、大学に対しても、客引き行為を条例で禁止しており罰則規定もあることだということを学生に対して周知啓発する必要があると思う。今後はそういった啓発も、ぜひ実施したいと思う。

#### 委員

他都市の状況について、仙台市で平成31年の4月1日、熊本と同日に客引き防止条例が制定され、2年程経過し、熊本市に視察にこられたと聞いた。その際、熊本市は成果が非常によく出ていると思われるというような話があった。

私も仙台市に行って、事務局長の方に状況を聞いた。熊本市の場合、指導員をしっかり設置されていることが、非常に効果を発揮している要因であると思うと伺った。そのため、指導員さんたちの活動の継続をぜひお願いしたいと思う。

#### 事務局

ありがとうございます。励みになります。

また、例えば四日市市などの他都市からも視察に何回かいらっしやった。熊本市は、県警の協力に加え、中心市街地の商店街や防犯協会、飲食店などとの協力体制があり、月1回にパトロールを実施しているなどの説明をしたところ、熊本は連携がよく出来ているといった御意見をいただき、うらやましがられるところがあり、そこは誇らしいと感じた。引き続きそういった連携に努め、指導啓発を行いたいと考えているので、今後ともよろしく願います。

#### 委員

大体どのような店舗が客引き行為をしているのでしょうか。

#### 指導員

ガールズバーやキャバクラなどの店舗が客引き行為をしているところを多く見受ける。

午後10時以降においては、ビラ配りの許可を得た若い女性が3人程度銀座通り沿いによく立っている。

お客さんから声をかけられるのを待つ様子で下通や栄通りを往復している。深夜になると居酒屋は活動していないような状況である。

委員

条例制定に至った経緯として、具体的な被害例があれば教えてほしい。

事務局

熊本地震以降、全国から様々な方が復興に向け協力に来ていただき街がにぎわったことに乗じて、他都市から訪れた者による客引き行為が横行するようになり、料金トラブルの増加などが発生し、街なかの風紀が乱れだした。当時はアーケード街一杯に客引きが立っている状況があった印象が一番大きい。

その後、世界スポーツ大会開催やMICE施設が完成することもあり、県内外や国外からも多くの来訪者が想定されたことから、条例制定の要望が商店街や県警からも上がったとのことである。

委員

110番でぼったくりの件等、いろいろ電話があったと聞いていたが、今110番というのは、状況はどういった状況だろうか。

事務局

ぼったくりの被害について、昨年のぼったくりに対する110番通報につきましては、14件であった。通報数はそんなに多くないが、特徴としては少額の10万円未満のぼったくりの被害が全体の約7割と聞いている。